

中間検査を行う木造 2 階建てについて

確認申請 又は 中間検査申請時の添付図書のお願い

添付図書 施工令第 46 条第 4 項による壁量計算書 および
筋かい等の種類・位置を明示した図面
告示第 1460 号による接合金物の図面
(別紙に示す添付用図面を当社受付に用意しています)

確認申請書に添付済みの場合は、中間検査申請時には添付不要です。

木造二階建てを中間検査の対象に指定する行政庁

兵庫県	神戸市 (建売住宅のみ) 宝塚市 (H15.10.1 より製造者認証を除く、すべての一戸建て住宅、兼用住宅、長屋) 西宮市 (型式認定・枠組み壁工法を除く住宅)
大阪府	池田市 (50 m ² を超える住宅) 茨木市 (") 豊中市 (") 箕面市 (")

業務区域を拡大しましたので、その他の区域でも該当する行政区域があります。詳しくはお問合せ下さい。